

第五章

推進体制

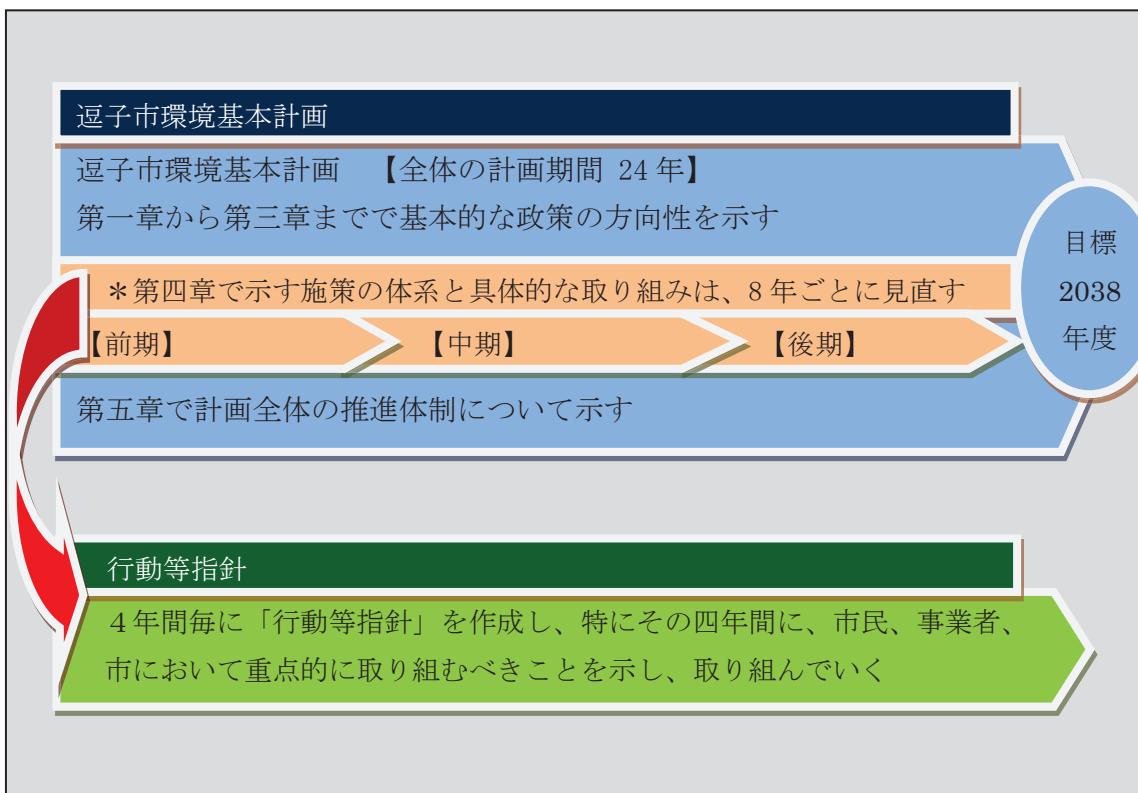
第五章 推進体制

第一節 「行動等指針」の策定

「逗子市環境基本計画」で位置付けられた施策を具体的に推進していくためには、市民、事業者、市それぞれが主体となり、または協働しながら行動していかなければなりません。

そのため、これまで市は、3者の行動計画を合わせて、市民、事業者、市が行動すべき指針（＝行動等指針）を作成し、達成状況をチェックし、見直しを行ってきました。

この「行動等指針」では、各課題において重点的に取組むものをできるだけ分かりやすく「目標」として抜き出します。第四章の「施策の体系と具体的な取り組み」を更に進行管理していくため、4年間毎に、実行可能な行動に重点をおき、目標及び行動を見直し、実施期間における「行動」を積み重ねることによって逗子市環境基本計画を達成していきます。



第二節 様々な立場での環境教育・学習、意識啓発

市民の日常生活における環境への取り組みについては、ごみの減量やリサイクル、省エネルギーの実施率が高く、環境への意識が高いことがうかがえます。

しかし、市民、事業者、市の環境への取り組みのあり方に関する市民の意向として、省エネルギーやごみ問題をはじめとした環境問題への取り組みは、「各自が自主的かつ積極的に推進すべき」という考え方方が支持されています。

これらの環境への取り組みを一層活性化させるためには、地域全体での取り組みへと展開・拡充させていく視点が重要であり、環境に関心のある市民だけでなく、これまで環境の取り組みについてあまり積極的に関わってこなかった市民まで、広く意識啓発や情報発信を実施していきます。

一方、事業者については、市に対して望まれている支援内容について検討するとともに、事業者が、多額の設備投資を行うことなく実行可能な取り組みに関する情報提供や支援方策等についても対応していく必要があります。

そして、市の豊かな環境の恵みを引継いでいくためには、次世代を担う子どもたちへの環境教育が重要です。

子どもたちは、山の緑や動植物など自然環境に恵まれていると感じている一方で、新たな環境問題についても関心が高いので、自然観察をはじめ、様々な分野での環境学習や体験の充実が必要です。

市においては、これらのニーズに対応していくため、環境学習の機会を増やすなど、誰もが環境について知識を深めることができる体制づくりを進めます。

また、関係機関と連携して環境情報の提供の充実を図り、市の実施する環境施策と併せて、環境の状況などを年次報告書として取りまとめ、公表していきます。

第三節 市民活動の促進と推進体制

1 市民活動の促進

日々の暮らし方によっては、私たちの何気ない行動が、地球温暖化の進行、廃棄物の増大を招くことになるなど、現在の環境問題は、私たち市民、事業者一人ひとりに起因するものとなりつつあります。

そのため、環境問題を解決していくためには、市民一人ひとりが自らの問題としてとらえ、市と協働で取り組んでいかなければなりません。

市では、「(第一次) 逗子市環境基本計画」に基づき、環境施策をともに進めしていくパートナーとして、市民、事業者から構成される「ずしし環境会議」の活動を支援し、環境問題に取り組むための体制づくりを進めてきました。

市では、今後も、「ずしし環境会議」をはじめとする市民団体等の活動を支援し、また、「ずしし環境会議」をはじめとする様々な市民団体等が連携し、取り組んでいくための体制づくりを進めていきます。

2 庁内体制の整備

府内においては、引き続き「(第一次) 逗子市環境基本計画」で設置された部長級職員で構成する「逗子市環境基本計画推進協議会」を、本計画を推進していく府内体制として位置付け、各部相互の緊密な連絡及び施策の調整により、本計画の円滑な推進を図ります。

また、所管をまたいで対応すべき問題等が生じた際には、関係所管による分科会を必要に応じて設置し、迅速に対応していきます。

3 進行管理

本計画は、本市の様々な環境政策を進めるべく策定した総合的な計画であるため、個別の政策は、本計画と整合をとりながら、個別の計画等に基づき実施されていくものですが、第四章の「施策の体系と具体的な取り組み」に明記された施策や、別途作成する「行動等指針」に基づき実施される施策等については、各所管からの進行状況をとりまとめ、毎年「逗子市環境審議会」*に報告し、その進行を管理していきます。

また、同内容を取りまとめた年次報告書を作成し、インターネット等で、広く市民に報告していきます。

◎用語解説◎

*逗子市環境審議会

逗子市環境基本条例に基づき設置する市長の付属機関のことです。学識経験者、市民、事業者等から構成され、環境基本計画の策定、変更や、環境の保全及び創造に関する基本的事項について、市長の諮問に応じて調査審議等を行います。

